

## 破産手続開始通知書

事件番号 平成23年(フ)第18058号(平成23年12月22日申立)  
住 所 栃木県

破産者 三ヶ尻 勲  
(昭和11年10月8日生)

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 平成24年3月19日午後5時
  - (2) 破産管財人 弁護士柴田 祐之 電話03-6206-1294
  - (3) 破産債権届出期間 平成24年8月31日まで
  - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー21階

LM法律事務所 弁護士 柴田 祐之 気付  
平成23年(フ)第18058号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所  
平成24年10月2日午後3時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)  
所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。  
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

### 2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

- 3 破産手続の進行については破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部K-7係 裁判所書記官 遠田 加奈子